

令和2年度事業者向け支援制度（省エネ機器・再エネ設備導入等）のお知らせ

令和2年5月

京都府、京都市及び（一社）京都知恵産業創造の森では、多様なエネルギーの活用による経営や次代の京都経済を担うエコ・エネルギー産業の創出等の事業者の取組に対して、オール京都体制で以下の支援制度を設けていますのでご活用ください。

区分	事業名	概要	補助内容・補助金額	募集期間
省エネ設備更新	京-VER 創出促進事業	府内の既築の事業所において、温室効果ガス削減のための省エネ施設等（照明、空調、ボイラー等）を更新する事業 対象：中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等 ※特定事業者は対象外	○補助率1/3以内 ○上限：800万円 ○下限：50万円	R2.5.8～ 2.6.19 ※京都府事前 確認必須 期限： ～R2.6.10
	京都市省エネ 照明・空調設備 整備事業	京都市内の事業所において、温室効果ガス削減のための照明、空調設備を更新する事業 対象：中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等	○補助率定額 照明：10万円 空調：15万円	R2.5.8～ 2.7.3
再エネ・EMS等設備導入	スマートファクトリー促進 支援事業	府内の事業所において、エネルギー消費・生産計画等の「見える化」による改善や生産性向上を目的とした「スマートファクトリー」の導入を行う事業 対象：中小企業者（製造業又は製造業に準じるもの）	○診断・見える化事業 ・補助率10/10以内 ・上限：150万円 ○設備整備 ・補助率1/3以内 ・上限：350万円	R2.5.8～ 2.7.3
	自立型再生可能エネルギー設備等導入支援事業	府内の事業所において、自家消費を目的に再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備（蓄電池、EMS）を新設・増設する事業 対象：中小事業者（資本金1億円以下）、医療法人、社会福祉法人、学校法人等	○補助率 （蓄電池+EMS） 1/2以内 （蓄電池 or EMS） 1/3以内 ○上限：400万円	R2.5.14～ 3.1.29 ※京都府事前 計画認定必須
生産性向上	スマート社会 実装化促進事業	府内の事業所において、スマート社会の実現を目指すため、新たなサービスや技術の開発等のイノベーションの構築を行う事業 対象：中小企業者、有限責任事業団体、NPO法人等	○補助率1/2以内 ○上限：500万円	R2.5.8～ 2.7.3
診断事業	省エネ・節電・EMS診断事業	府内の事業者を対象に、工場、店舗、オフィス等に専門家を無料で派遣し、エネルギー使用状況の診断を実施	○事業所に応じた最適な省エネ方法を提案	R2.5.8～

※事業毎に補助要件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

○（一社）京都知恵産業創造の森

TEL：（075）353-2303 ホームページ：<https://chiemori.jp/>

○京都府府民環境部エネルギー政策課

TEL：（075）414-4298